館山市清掃センター基幹的設備改良（長寿命化）工事に係る 生活環境影響調査書【概要版】

このたび、館山市環境センターでは、現在稼働している館山市清掃センター焼却施設の長寿命化対策として改良工事を予定しています。この工事による周辺地域への生活環境に関する影響を把握し、環境の保全に配慮するため「生活環境影響調査書」を作成しました。

以下に、「生活環境影響調査書」の概要をお知らせします。

■改良工事計画の概要

本編 P1～7

計画概要	本調査で対象とする施設の改良工事は、既存の焼却設備の長寿命化対策として実施する焼却炉（50t/16 時間×2 炉）の改良工事です。改良工事完了後の焼却能力に変更はありませんが、工事期間中は 1 炉毎に焼却を停止し、改良工事を行います。その際、残った一方の炉を 24 時間連続稼働させ、焼却処理を実施します。 なお、廃棄物の搬入時間や搬入車両台数については、現状と変わりはありません。
施設名称	館山市清掃センター
施設の場所	千葉県館山市出野尾 538 番地
施設の種類	一般廃棄物中間処理施設
処理能力	100t/日（50t/16 時間×2 炉）
処理方式	准連続式焼却炉（ストーカ式焼却炉）

■調査項目

本編 P50～51

調査事項		生活環境影響要因 ／ 生活環境影響調査項目	煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩
大気環境	大気質	二酸化硫黄（SO_2）	○		
		二酸化窒素（NO_2）	○		
		浮遊粒子状物質（SPM）	○		
		塩化水素（HCL）	○		
		ダイオキシン類	○		
		水銀	○		
	騒音	騒音レベル		○	
	振動	振動レベル		○	
	悪臭	特定悪臭物質濃度及び臭気指数	○		○

本編 P55,93,101,109

■調査・予測・影響の分析結果

1．大気質

本編 P53～90

【長期的評価】

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	日平均値 0.04 以下	0.002	0.003	○
二酸化窒素	ppm	日平均値 0.04 以下	0.010	0.014	○
浮遊粒子状物質	mg/m^3	日平均値 01.以下	0.039	0.039	○
水銀及びその化合物	μg/m^3	年平均値 0.04 以下	0.0016	0.017	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/m^3	年平均値 0.6 以下	0.0087	0.099	○

注 1）二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の調査・予測結果は、日平均値の年間 2%除外値
2）二酸化窒素の調査・予測結果は、日平均値の年間 98%値
3）水銀及びその化合物、ダイオキシン類の調査結果は期間平均値、予測結果は年平均値
4）環境保全に係る基準又は目標は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48.5、環告 25）、二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53.7、環告 38）、水銀及びその化合物については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 7 次答申）」（平成 15.7.31 答申）に示された指針値、ダイオキシン類についてはダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11.12、環告 68）による

【短期的評価】

①不安定時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.016	0.018	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.042	0.054	○
浮遊粒子状物質	mg/m^3	1 時間値 0.2 以下	0.152	0.153	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.006	○

②逆転層発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.016	0.018	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.042	0.048	○
浮遊粒子状物質	mg/m^3	1 時間値 0.2 以下	0.152	0.153	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.005	○

③ダウンウォッシュ発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.016	0.018	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.042	0.054	○
浮遊粒子状物質	mg/m^3	1 時間値 0.2 以下	0.152	0.153	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.007	○

④ダウンドラフト発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.016	0.018	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.042	0.054	○
浮遊粒子状物質	mg/m^3	1 時間値 0.2 以下	0.152	0.153	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.006	○

注 1）各項目の調査結果は 1 時間値の最高値、予測結果は 1 時間値
2）環境保全に係る基準又は目標は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準、二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53.7.17 環大規第 262 号）に示されている 1 時間暴露値、塩化水素については「環境庁大気保全局長通達（昭和 52.6.16 環大規第 136 号）」で「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考」とした値

2．騒音

本編 P91～99

【時間率騒音レベル（L_{A5}）】

単位：dB

調査地点	時間帯		環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
敷地境界（北側）	朝	(6～8 時)	55 以下	49	50	○
	昼	(8～19 時)	60 以下	57	57	○
	夕	(19～22 時)	55 以下	45	45	○
	夜	(22～0 時)	50 以下	43	44	○
		(0～6 時)		40	44	○

注 1）調査地点は、現地調査と同一地点
2）夜間の時間帯について、参考として現在炉が稼働している 0 時までと、稼働していない 0～6 時までの時間帯に分けて表記
3）環境保全に係る基準又は目標は、館山市公害防止条例施行規則（昭和 48.3 規則第５号）別表 4 の一般の騒音の規制基準「その他の地域」による

3．振動

本編 P100～106

【時間率振動レベル：80%レンジの上端値（L_{10}）】

単位：dB

調査地点	時間帯		環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
敷地境界（北側）	昼間	(8～19 時)	60 以下	34	50	○
	夜間	(19～0 時)	55 以下	33	44	○
		(0～8 時)		32	44	○

注 1）調査地点は、現地調査と同一地点
2）夜間の時間帯について、参考として現在炉が稼働している 0 時までと、稼働していない 0～8 時までの時間帯に分けて表記
3）環境保全に係る基準又は目標は、館山市公害防止条例施行規則（昭和 48 年３月、規則第５号）別表 4 の一般の振動の規制基準「その他の地域」による

4．悪臭

本編 P107～112

【特定悪臭物質】

項　目	単　位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
ｱﾝﾓﾆｱ	ppm	1	0.1 未満	0.1 未満	○
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	ppm	0.002	0.0005 未満	0.0005 未満	○
硫化水素	ppm	0.02	0.001 未満	0.001 未満	○
硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.01	0.001 未満	0.001 未満	○
二硫化ﾒﾁﾙ	ppm	0.009	0.001 未満	0.001 未満	○
ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ	ppm	0.005	0.0005 未満	0.0005 未満	○
ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.05	0.005 未満	0.005 未満	○
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.05	0.005 未満	0.005 未満	○
ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.009	0.001 未満	0.001 未満	○
ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.02	0.002 未満	0.002 未満	○
ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.009	0.001 未満	0.001 未満	○
ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ppm	0.003	0.0005 未満	0.0005 未満	○
ｲｿﾌﾞﾀﾉｰﾙ	ppm	0.9	0.05 未満	0.05 未満	○
酢酸ｴﾁﾙ	ppm	3	0.05 未満	0.05 未満	○
ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ	ppm	1	0.05 未満	0.05 未満	○
ﾄﾙｴﾝ	ppm	10	0.1 未満	0.1 未満	○
ｽﾁﾚﾝ	ppm	0.4	0.05 未満	0.05 未満	○
ｷｼﾚﾝ	ppm	1	0.05 未満	0.05 未満	○
ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸	ppm	0.03	0.001 未満	0.001 未満	○
ﾉﾙﾏﾙ酪酸	ppm	0.001	0.0002 未満	0.0002 未満	○
ﾉﾙﾏﾙ吉草酸	ppm	0.0009	0.0002 未満	0.0002 未満	○
ｲｿ吉草酸	ppm	0.001	0.0002 未満	0.0002 未満	○

注 1）環境保全に係る基準又は目標は、規制基準は「悪臭防止法に基づく規制地域の設定及び規制基準の設定について」（平成 24.3、館山市告示第 17 号）を適用しているが、調査地点は用途地域の指定がなく規制基準の適用外となるため、規制基準との比較は参考となる。

【臭気指数（参考）】

項　目	単　位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
臭気指数(参考)	-	適用外	10 未満	10 未満	―

■環境影響の総合的な評価

本編 P113～115

いずれの環境要素に対しても、現在の施設で行われている環境保全対策を引き続き適切に実施することで、焼却時間の延長による環境への影響は回避又は低減され、生活環境保全上の目標との整合は図られるものと評価した。